大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成２１年６月４日

規則第１２７号

改正　令和４年９月２９日

（趣旨）

第１条　この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成２１年政令第２４号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成２１年国土交通省令第３号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（省令第２条第１項の所管行政庁が必要と認める図書）

第２条　省令第２条第１項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

（１）　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号。以下「住宅品質確保法」という。）第４４条第３項に規定する登録住宅型式性能認定等機関（以下「登録住宅型式性能認定等機関」という。）の住宅品質確保法第３１条に規定する住宅型式性能認定（登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。以下「住宅型式性能認定」という。）を受けた型式に適合する住宅又は住宅の部分を含む住宅である場合にあっては、当該住宅型式性能認定に係る住宅型式性能認定書又は確認書の写し

（２）　住宅品質確保法第４０条に規定する認証型式住宅部分等（以下「認証型式住宅部分等」という。）である住宅又は住宅の部分を含む住宅である場合にあっては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書の写し

（３）　長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件（平成２１年国土交通省告示第２０９号）第３に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書（住宅品質確保法第５９条第１項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。）を受けた場合にあっては、当該試験等の結果の証明書）

（４）　法第６条第１項第３号に掲げる基準として市長が別に定めるものに適合している旨を証する書面又は適合していることの確認に必要な図書

（５）　法第６条第１項第４号に掲げる基準として市長が別に定めるものに適合している旨を

証する書面又は適合していることの確認に必要な図書

（６）　共同住宅等である場合にあっては、住宅の規模を示す建築物別概要書（様式第１号）

（申請書に添付する図書の省略）

第３条　省令第２条第３項に規定する同条第１項の表１に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものは、次に掲げる事項を明示することを要しないものとすることにより、同表に掲げる図書に明示すべき事項の全てについて明示することを要しないこととなる場合における当該図書とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（１）　前条第１号に規定する住宅型式性能認定書の写しを添えた場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（２）　前条第２号に規定する型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた場合にあっては、当該型式住宅部分等製造者認証書において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（建築基準関係規定への適合に係る審査の申出等）

第４条　法第６条第２項の規定による申出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

（１）　当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものである場合　同条第７項に規定する適合判定通知書又はその写し

（２）　当該申出に係る長期優良住宅建築等計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２条第１項第３号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を受けなければならないものである場合　同法第１２条第６項又は第１３条第７項の規定により建築主事に提出しなければならないこととされた適合判定通知書又はその写し及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第１条第１項又は第２条第１項（同規則第７条第１項において準用する場合を含む。）に規定する計画書の副本又はその写し（同法第２５条第１項若しくは第３５条第８項又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第１０条第９項若しくは第５４条第８項の規定により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１２条第３項の規定による適合判定通知書の交付を受けたものとみなす場合にあ

っては、同規則第６条各号（同規則第７条第５項において準用する場合を含む。）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類）

２　法第６条第３項の規定による通知は、長期優良住宅建築等計画通知書（様式第２号）に建築基準法第６条第１項の規定による確認の申請書を添えて、行うものとする。

３　市長は、第１項の規定による提出があったときは、当該提出に係る書類を法第６条第３項の規定により通知した建築主事に送付するものとする。

（認定等の申請の取下げ）

第５条　法第５条第１項から第７項までの規定による認定の申請若しくは法第８条第１項の規定（法第９条第１項及び第３項の規定による場合を含む。）による変更の認定の申請又は法第１０条の規定による承認の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（認定をしない旨の通知）

第６条　市長は、法第６条第１項の認定をしないときは、認定しない旨の通知書（様式第４号）により、当該認定の申請をした者に通知するものとする。

（認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告書）

第７条　法第１２条の規定による報告は、認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告書（様式第５号）により行うものとする。

（工事の完了の報告）

第８条　法第１１条に規定する認定計画実施者は、認定長期優良住宅の建築に係る工事が完了したときは、速やかに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（取りやめる旨の申出）

第９条　法第１４条第１項第２号の申出は、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（様式第７号）により行うものとする。

（取消しの通知）

第１０条　法第１４条第２項の規定による通知は、認定取消通知書（様式第８号）により行うものとする。

（省令第１８条第１項の特定行政庁が規則で定める図書）

第１１条　省令第１８条第１項に規定する特定行政庁が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

（１）　建築基準法施行規則（昭和２５年建設省令第４０号）第１条の３第１項の表１の（い）の項及び（ろ）の項に掲げる図書

（２）　その他市長が必要と認める図書

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成25年3月15日規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附　則(平成27年5月29日規則第84号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

附　則(平成28年3月31日規則第29号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成29年3月31日規則第41号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附　則(令和元年7月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和3年3月31日規則第23号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附　則(令和4年2月15日規則第6号)

１　この規則は、令和４年２月２０日から施行する。

２　この規則の施行の際現にある改正前の大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の様式により調整した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則(令和4年9月29日)

１　この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にある改正前の大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の様式により調整した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

建　築　物　別　概　要　書

番号	住戸の存する階数	住室番号	住戸専用床面積(m²)	認定対象の別	譲受人の氏名	備　考
合計	認定対象部分		m²	戸		
	非認定部分		m²	戸		
	計		m²	戸		

注1　「番号」は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第1号様式第3面【1．住戸の番号】と合わせてください。なお、認定対象外住戸部分は空欄としてください。

2　「譲受人の氏名」は、認定対象住戸で、かつ、譲受人が決定している場合に記入してください。未定の場合は「未定」と、認定対象外住戸部分は斜線により抹消してください。

3　様式が不足する場合は、別葉を添付してください。

4　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第2号(第4条関係)

長期優良住宅建築等計画通知書
(新築／増築・改築)

第　　号
年　　月　　日

(宛先)
　建築主事

大津市長　　印

　下記の者から、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出があったので、同条第3項の規定により確認申請書を添えて通知します。

記

1　申請者の住所及び氏名

2　建築場所

3　建築物の名称

4　工事種別

様式第3号(第5条関係)

申請取下げ届
(新築／増築・改築／既存)

年　　月　　日

(宛先)
大津市長

申請者　住　所

氏　名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

下記の申請を取り下げたいので、大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第5条の規定により、届け出ます。

記

1　認定等申請年月日及び受付番号	年　　月　　日　　第　　号	
2　申請の種類	□　計画の認定申請 □　計画の変更の認定申請 □　地位の承継の承認申請	
3　建築確認の特例申出の有無(法第6条第2項関係)	□有　　□無	
4　申請に係る住宅の位置		
5　申　請　種　別		
6　代理人の住所・氏名	【住所】 【事業所名・氏名】 【電話番号】	
7　取下げの理由		
※　受　付　欄	※　処　理　欄	
		※　指摘事項

注1　該当する□にレ印を記入してください。
2　この様式において、「既存」とは、上記の申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
3　※欄は、記入しないでください。
4　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第4号(第6条関係)

認定しない旨の通知書
(新築／増築・改築／既存)

年　　月　　日

申請者　　様

大津市長　　印

下記の申請については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定による認定をしないこととしたので、通知します。

記

1　申請年月日　　年　　月　　日

2　申請者の住所

3　申請に係る住宅の位置

4　申請種別

5　理由

注　この様式において、「既存」とは、上記の申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

教示

1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第5号(第7条関係)

認定長期優良住宅の建築又は維持保全の状況に関する報告書
(新築／増築・改築／既存)

年　　月　　日

(宛先)
大津市長

報告者　住　所
氏　名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、建築又は維持保全の状況について報告します。

記

1　認定建築物の名称	
2　認定計画実施者の住所及び氏名	【住所】 【氏名】
3　認定建築物の位置	
4　認定通知年月日及び番号	年　月　日　第　号
5　建築確認年月日及び番号	年　月　日　第　号
6　認定種別	
7　認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の工事の管理をしている建築士等	【資格】(　　)建築士　(　　)登録第　号 【氏名】 【建築士事務所名】(　　)建築士事務所 (　　)知事登録　第　号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】
8　工事施行者の住所及び氏名	【氏名】 【営業所名】 建設業の許可(　　)　第　号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】
9　報告の概要	

※　受付欄	※　処理欄	
		※　指摘事項

注1　※欄は、記入しないでください。
2　この様式において、「既存」とは、上記の認定建築物（認定長期優良住宅）が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
3　「6　認定種別」が「既存」である場合は、「7　認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の工事の管理をしている建築士等」及び「8　工事施行者の住所及び氏名」の欄は記入不要です。
4　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第6号（第8条関係）

（第1面）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書

（新築／増築・改築）

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

申請者　住　所

氏　名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

下記の認定建築物について工事が完了しましたので、大津市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定により報告します。

記

1　認定建築物の名称	
2　認定計画実施者の住所及び氏名	【住所】 【氏名】
3　認定建築物の位置	
4　認定通知年月日及び番号	年　月　日　第　号
5　建築確認年月日及び番号	年　月　日　第　号
6　検査済証交付年月日及び番号	年　月　日　第　号
7　工事種別	
8　認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築が完了したことを確認した建築士等	【資格】（　　）建築士　（　　）登録第　号 【氏名】 【建築士事務所名】（　　）建築士事務所 （　　）知事登録　第　号 【郵便番号】 【所在地】 【電話番号】
9　工事中の軽微な変更の内容	

※　受付欄	※　検査欄	
		※　指摘事項

（第2面）

工事の完了を確認した状況

	確認を行った部位、材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果（不適の場合は認定計画実施者に対して行った報告の内容）
長期使用構造等						
構造の腐食、腐朽及び摩損の防止						
地震に対する安全性の確保						
構造及び設備の変更を容易にするための措置						
維持保全を容易にするための措置						
高齢者の利用上の利便性及び安全性						
エネルギーの使用の効率性						
住宅の規模						
居住環境の維持及び向上への配慮						
自然災害による被害の発生の防止又は軽減への配慮						
備考						

注1　※欄は、記入しないでください。

2　第2面に記載すべき事項を含む報告書を別に添付した場合は、第2面に記載する必要はありません。

3　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第7号(第9条関係)

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書
(新築／増築・改築／既存)

年　　月　　日

(宛先)
大津市長

申請者　住　所
氏　名
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項第2号の規定に基づき、(認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全・認定長期優良住宅維持保全計画に基づく維持保全) を取りやめたいので、申し出ます。

記

1 認定建築物の名称	
2 認定計画実施者の住所及び氏名	【住所】 【氏名】
3 認定建築物の位置	
4 認定通知年月日及び番号	年　月　日　第　号
5 建築確認年月日及び番号	年　月　日　第　号
6 認定種別	
7 取りやめる理由	

※受付欄	※処理欄	
		※ 指摘事項

注1　※欄は、記入しないでください。
2　この様式において、「既存」とは、上記の認定建築物（認定長期優良住宅）が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
3　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

様式第8号(第10条関係)

認定取消通知書

(新築／増築・改築／既存)

第　　号

年　　月　　日

(認定計画実施者)　　様

大津市長　　印

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条第1項の規定により、下記の認定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

1　長期優良住宅建築等計画等の認定番号　　第　　号

2　長期優良住宅建築等計画等の認定年月日　　年　　月　　日

3　認定計画実施者の氏名又は名称

4　認定計画実施者の住所

5　認定に係る住宅の位置

6　認定種別

7　認定に係る住宅の構造

8　取消しの理由

注　この様式において、「既存」とは、上記の認定が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。

教示

1　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。